

## 入札説明書

県立こころの医療センター外調機修繕に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年5月7日

### 2 入札対象案件

- (1) 案件名 県立こころの医療センター外調機修繕
- (2) 案件場所 笠間市旭町654
- (3) 案件概要 供給棟調理室系統（非調理） 外調機インバータ交換修繕 一式  
1-5病棟外調機インバータ冷却ファン交換修繕 一式
- (4) 期間 契約締結日の翌日から90日間

### 3 担当課

〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654

茨城県立こころの医療センター 経理課

電話：0296-77-1151

Fax :0296-77-1739

経理課 e-mail : [mc-kokoro10@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:mc-kokoro10@pref.ibaraki.lg.jp)

### 4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 茨城県内に本店または営業所を有すること。
- (6) 仕様書に示す内容が履行できること。

## 5 競争参加資格の確認等

- (1) この案件の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）及び誓約書。（以下「資料」という。）各1部を下記により提出するものとする。
  - ア 申請書等の提出方法、受付日時及び提出先
    - ・提出方法 1部を持参、郵送又は電子メールにて提出することとする。
    - ・提出先 3の担当課
    - ・提出期限 公告の日から令和6年5月16日(木) 16時まで(必着)（ただし、茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）  
郵送による受領期限は令和6年5月16日(木)16時まで（必着）（簡易書留郵便に限る。）
  - イ 申請書、資料の作成説明会  
実施しない。
  - ウ 申請書、資料のヒアリング  
実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。
- (2) 競争参加資格の確認は、申請書の提出日現在で行い、その結果は、入札参加資格確認通知書（別紙様式第2号）により通知する。
- (3) 当該入札参加資格がないと認められた者には、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日から3日以内に茨城県立こころの医療センター病院長に書面により行わなければならない。
- (4) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加できない。

## 6 設計図書

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。  
<https://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp/news/bidding/>
- (2) 設計図書に対する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出し、確認のため電話連絡すること。
  - ア 受付先 3の担当課
  - イ 受付期間 公告の日から令和6年5月15日(水)まで  
いずれも9時から17時まで（休日と正午から13時までを除く。）  
これ以降に到着したものについては、回答しない。
- (3) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。
  - ア 日時 令和6年5月17日(金)
  - イ 方法 茨城県立こころの医療センターのホームページにより回答する。

## 7 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月31日(金) 10時00分から
- (2) 場所 茨城県立こころの医療センター 集会ホールC

## 8 入札方法等

- (1) 入札に当たっては、下記の書類を提出すること。
  - ・入札書（様式第4号）
  - ・連絡担当者の名刺1枚
- (2) 入札書は7に示す日時及び場所に持参することとし、郵送、電報及びFAXによる入札は認めない。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。なお、くじを引かない者等がいる場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札者から入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (8) 入札執行回数は、2回とする。初度の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は開札時に再度入札のための入札書を持参すること。
- (9) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者または代理人は見積書を持参すること。
- (10) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (11) 落札者は、入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次の最低の価格を入札した者を落札者とする。

(12) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

9 予定価格

事前公表しない。

10 最低制限価格

設定しない。

11 入札保証金

契約金額の 100 分の 5 以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第 112 条第 2 項各号に該当する場合は、その全部または一部を免除する。

12 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号に該当する場合は、その全部または一部を免除する。

13 請負契約書の作成

別添の請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

14 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

ウ 指定の日時までに到達しない場合

エ 入札書を 2 通以上提出した場合

オ 他の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をした場合

カ 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において 4 に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者は、無効とする。

(5) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

15 当該案件に直接関連する他の案件の請負契約を当該案件の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

16 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

4 (2)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、5により申請書及び資料を提出することができる。ただし、入札を執行するためには、入札執行（開札）日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

17 その他

(1) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(3) 資料等を電子メールにより提出する場合は、担当課の了承を得ること。

## 競争参加資格確認申請書作成要領及び提出書類について

### 1 提出書類

- ・競争参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・誓約書

### 2 その他

申請書類提出後、申請者が提出書類の不備等に気付いた場合、申請書類提出期限内に限り再提出が可能なので、担当課の承諾を得て再提出してください。